平成２１年（フ）第６７１１号
東京都目黒区東山１丁目４番13号　ＡＳＡ東山ビル２Ｆ
破産者　株式会社日本エニアック
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６７１２号
東京都大田区南馬込６―14―２―103、住民票上の住所東京都目黒区鷹番２丁目３―18
破産者　庄司　甲一
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６７７３号
東京都北区田端新町１丁目11番３号
破産者　台東セフティー株式会社
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６９１３号
東京都文京区本郷３丁目32番６号
破産者　有限会社奴寿司
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（フ）第２３４９４号
東京都足立区辰沼２丁目17番25号
破産者　有限会社インテリア創彩
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第８２７１号
東京都江戸川区平井４丁目29―９―305
破産者　櫻井　良之
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２０３９７号
東京都品川区西五反田１丁目11番６号
破産者　株式会社トップラン
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２０３９８号
東京都大田区中央６丁目12―14
破産者　平岡　祐介
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３５３９号
東京都北区赤羽西６丁目21番８号
破産者　有限会社水塚
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６５号
千葉県鎌ケ谷市馬込沢２―49
破産者　石川　雅章
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３３８号
千葉県市川市行徳駅前１丁目３番５―205号、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区西瑞江５丁目５番８号
破産者　有限会社ビートニク
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３３９号
千葉県市川市行徳駅前１丁目３―５―205
破産者　山中　孝行
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７１３号
千葉県佐倉市宮前１丁目21―１
破産者　平山　正弘
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４６２号
茨城県水戸市吉沢町177番地１
破産者　有限会社アフターホーム
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４６３号
茨城県水戸市見和３丁目656―20、開始決定時の住所茨城県水戸市住吉町193―62
破産者　武田　勝己
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４６４号
茨城県水戸市見和３丁目656―20、開始決定時の住所茨城県水戸市住吉町193―62
破産者　武田　陽子
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６０号
東京都中央区八丁堀４丁目14番７号
破産者　株式会社プレスボックス
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６１号
東京都中央区新川１丁目16―７―401
破産者　榎本　容人
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６５３号
北海道札幌市西区宮の沢二条５丁目１番41号
破産者　有限会社エムアンドケイ
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６５４号
東京都世田谷区宇奈根２丁目８―12―201
破産者　小林　千春
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５９２５号
東京都大田区城南島４丁目３番８号
破産者　大田テクニカルセンター協同組合
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６３０５号
長崎県佐世保市本島町２番５号
破産者　株式会社ニューアグリネットワーク
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部